

# 無電柱化推進計画(案)に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

実施期間:平成30年2月19日(月)～3月12日(月)

パブリックコメント:58件

該当箇所		計画案に対する意見	件数	意見に対する考え方	
はじめに		-	-	-	
第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針	1. 取り組み姿勢	-	-	-	
	2. 進め方	1) 適切な役割分担による無電柱化の推進	○当該区域だけで、投資効果があるかといった民間事業者の倫理を最優先としたことから、無電柱化が進まなかったのではないかと。	1	○本計画では、国、地方公共団体及び電線管理者が適切な役割分担による無電柱化の推進をすることとしています。いただいたご意見については、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。
		2) 国民の理解・関心の増進、地域住民の意向の反映	○無電柱化を優先するために街路樹を伐採することがあるが、街路樹の保存を望む地域住民の意向を踏まえた上で、無電柱化を推進されたい。	2	○本計画では、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう留意することとしています。いただいたご意見については、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。
			○無電柱化に関わる費用負担について、明確にするべきである。	2	○いただいた御意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。
		3) 無電柱化の対象道路	○無電柱化は、緊急輸送道路では強制的に行うべきである。	1	○無電柱化の推進に関する賛成意見として承ります。
			○安全・円滑な交通確保のため、通学路や生活道路などにおいて無電柱化を推進されたい。	4	○無電柱化の推進に関する賛成意見として承ります。
			○景観形成・観光振興のため、景観上効果的な路線を優先的に無電柱化を推進されたい。観光地・空港等への主要なアクセス道路や国立公園内、田園風景や自然風景を守るためにも無電柱化を実施するべきである。	6	○無電柱化の推進に関する賛成意見として承ります。
			○建築基準法第42条第1項に定める道路の新設や住宅の建設時において、無電柱化を義務化をするべきである。	3	○本計画では、新設電柱の設置抑制や、可能な場合には、既設の電柱等の撤去を併せて行うことを規定している無電柱化法第12条において、現場の実態を踏まえて具体的な運用方針を策定することとしています。いただいた御意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。
		4) 無電柱化の手法	○裏配線方式では、表通りは無電柱化されても、生活道路や通学路である裏道は問題が解決されない。無電柱化の目的である安全・円滑な交通の確保の面から問題である。	1	○裏配線方式については、表通りの無電柱化を行うためには有効な方法ですが、安全・円滑な交通の確保も無電柱化の目標のひとつと考えております。いただいたご意見については、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。
	○地中化方式以外の手法を適切に行えば、地中化は概ね不要である。		1	○いただいた御意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。	

## 無電柱化推進計画(案)に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

実施期間：平成30年2月19日(月)～3月12日(月)

パブリックコメント：58件

該当箇所		計画案に対する意見	件数	意見に対する考え方	
第2 無電柱化推進計画の期間		○本計画の最終目標は全国の道路における無電柱化率が100%となることであるべきである。については、無電柱化率100%に至るまでのロードマップ(長期的計画)を示していただきたい。	1	○いただいた御意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。	
第3 無電柱化の推進に関する目標		○無電柱化を推進する上で、経済状況(財政コストの負担など)及び社会状況(少子高齢化など)を十分に考慮した計画とするべきである。	1	○本計画では、低コスト手法の普及拡大により無電柱化を推進することとしています。いただいたご意見については、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。	
		○目的、趣旨によって、どこまで、どの程度の範囲を適用させているのか、その基本ルールが明確に必要である。さらに、社会、経済状況に応じて柔軟に対応できる推進計画でなくてはならない。	1	○いただいた御意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。	
		○無電柱化の対象路線を決める際に、整備延長を伸ばすために整備し易い区間から着手する傾向にある。無電柱化の実施意義を踏まえ優先度を決定し、整備を進めるべきである。	1	○本計画では、無電柱化の必要性の高い代表的な区間について無電柱化率の目標を定め、その進捗・達成状況の確認に活用するとしています。いただいたご意見については、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。	
第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	1. 多様な整備手法の活用、コスト縮減の促進  2) 低コスト手法の普及拡大	○信号機と街灯、ガードレールと標識柱を一体化させることにより、管理者が異なる構造物をひとつに統合し、道路上の柱を減らすべきである。	1	○いただいた御意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。	
		1) 多様な整備手法の活用	○既存の下水道管などを活用した電線の地中化を提案する。	2	○電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現することとしております。
			○PFI手法で電柱を所有する会社が無電柱化事業(管路工事)を実施し、地方公共団体が割賦払いする制度をつくるべきである。	2	○本計画では、地方公共団体の財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用を進めることとしております。
			○無電柱化のためのコスト削減策について、早期に検討した上で実現するべきである。	3	○本計画では、浅層埋設方式及び小型ボックス活用埋設方式について普及を促進する他、直接埋設方式の技術開発を進め、早急な実用化、普及を図ることとしております。
			○無電柱化を行う地区によっては、直接埋設方式を実施するべきである。	1	
			○引込線の付替えが頻繁な区間は、工場製品の側溝を函体として流用する。	1	

## 無電柱化推進計画(案)に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

実施期間：平成30年2月19日(月)～3月12日(月)

パブリックコメント：58件

該当箇所		計画案に対する意見	件数	意見に対する考え方	
		3) 機器のコンパクト化・低コスト化等技術開発の促進	○無電柱化の工事は夜間に行うことが多いことから、土木工事に関するコストが高いのではないか。道路使用許可や規制の緩和を進める必要がある。	3	○本計画では、昼間工事の拡大について検討することとしております。いただいたご意見については、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。
		4) 技術情報の共有	-	-	-
2. 財政的措置	1) 税制措置	○民有地の提供による固定資産税減免の特別措置の検討も、電線管理者への固定資産税減免の特別措置と合わせて行うことで無電柱化の推進に寄与する。	5	○いただいた御意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。	
	2) 占用料の減額	○占用料は、電柱や地上の電線の額が安すぎるのが問題であり、本来はそちらを高くするのが正しい政策ではないか。	1	○本計画では、占用料の見直しに当たっては、道路上に多数の電柱等の占用物件が建設されており、外部不経済をもたらす場合があることから、外部不経済を反映した占用料の見直しを検討することとしております。いただいた御意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。	
	3) 予算措置	○電線管理者が自ら無電柱化を進めるために、財政的措置などの支援策について、早期に検討した上で実現するべきである。	1	○本計画では、社会資本整備総合交付金等を活用して、道路事業に合わせて電線管理者が行う無電柱化を支援する他、道路法第37条に基づく新設電柱の占用を禁止している区間について、電線敷設工事資金貸付金制度を活用して電線管理者を支援することとしております。いただいた御意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。	
		○地方公共団体への財政支援が必要である。	1	○本計画では、国は緊急輸送道路等における無電柱化を対象として防災・安全交付金による重点的な支援を行うとしております。いただいたご意見については、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。	
3. 占用制度の的確な運用	1) 占用制限制度の適用	○まず、道路法36条の義務占用の対象から電柱・電線を外して地中敷設を明記し、道路空間に存在する電柱・電線を既存不適格なものとして位置づけるべきである。	1	○道路法第36条においては、電柱等が有する公益性に鑑み、所謂義務占用として取り扱っております。一方、第37条に基づく占用の禁止又は制限については、第36条によって考慮されている公益性を踏まえてもなお占用を禁止又は制限すべき道路管理上の必要性が認められる場合に実施することを考えております。 新設電柱及び既設電柱の占用制限については、新設電柱の占用を制限する措置の未実施の地方公共団体への普及促進や、既存電柱の占用制限について具体的な措置について検討し、措置を講じることについて計画に記載しており、計画の実施により適切に対処してまいります。	

## 無電柱化推進計画(案)に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

実施期間：平成30年2月19日(月)～3月12日(月)

パブリックコメント：58件

該当箇所		計画案に対する意見	件数	意見に対する考え方	
第4 無電柱化の推進に関し 総合的かつ計画的に講ずべき 施策		2) 無電柱化法第12条による 新設電柱の抑制等	-	-	
		3) 外部不経済を反映した占 用料の見直し	1	○いただいた御意見につきましては、本計画に基づき占用料の見直しを検討 する上で参考とさせていただきます。	
	4. 関係者間の連 携の強化	1) 推進体制	○地元協議会等の設置にあたっては、既存の関係者 に加えて、新規に該当地区での設備設置を検討している 事業者なども協議会等の設置情報や地元協議会におい て取り決められた事項等を入力し、無電柱化事業に参加 できる仕組みを整備すべきである。	2	○本計画では、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者 や道路管理者、地方公共団体、電線管理者による地元協議会等を設置す こととしております。
		2) 工事・設備の連携	○事業主、電線事業者の費用負担割合について、ガイド ライン等により明確にしていきたい。	1	○いただいた御意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさ せていただきます。
			○民地への引き込み設備を集約する。	1	○本計画では、民地への引込設備を集約するなどにより、効率的に整備する よう努めることとしております。
			○地下埋設物の工事に合わせて無電柱化を行う。	1	○本計画では、ガスや水道の更新時等他の地下埋設物の工事の際に合わせて 無電柱化を行うことも効率的であることから、工程等の調整を積極的に行 うこととしております。
			○電線管理者が電線共同溝関連工事を速やかに行うよ うに指導されたい。電線管理者の意識を変えるように、取 り組んでもらいたい。	3	○いただいた御意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさ せていただきます。
		3) 民地の活用	○地上機器の設置場所について、駐車場の一角を借り て設置する。	1	○本計画では、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や 公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得てすすめることとしており ます。
			○道路法上の道路及び取得した土地でなくても地上機 器を置ける仕組みが必要である。	2	
			○地上機器の設置場所については、用意すべき主体は 電線管理者であることを明記してください。	1	
		4) 他事業との連携	○地上機器に防災マップの設置やデジタルサイネージ化 による情報発信を行う取り組みがなされているが、より一 層推進すべきである。	2	○いただいた御意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさ せていただきます。

## 無電柱化推進計画(案)に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

実施期間：平成30年2月19日(月)～3月12日(月)

パブリックコメント：58件

該当箇所		計画案に対する意見	件数	意見に対する考え方
第5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	1. 広報・啓発活動	○広報・啓発、技術支援など、地方自治体の長とも連携した無電柱化の推進が急務です。	1	○本計画では、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行うこととしております。いただいた御意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。
		○地域住民の理解を得るための啓発活動は必要である。	2	
		○広報活動においては、国民対話型の広報展開を望みます。	1	
	2. 地方公共団体への技術的支援	○積極的な市とそうでない市とでは、無電柱化の実施に差が出てくると思われるので、無電柱化に関する条例の作成を後押しするような取り組みをするべきである。	1	○本計画では、地方公共団体に対し、地域のニーズに応じた条例の制定や、都道府県無電柱化推進計画及び市町村無電柱化推進計画の策定を推奨し、必要な技術支援を積極的に行うこととしております。
その他		○無電柱化は、国が規制を強化するなどして進めるべきである。	5	○いただいた御意見につきましては、今後の無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。
		○電柱については、防犯灯が設置されていることや避雷針としての役割、記念物としての価値、工法上の必要性などがあり、電柱が不要というわけではない。	3	
		○電線類を地中化することにより、浸水時に漏電して通信が破壊される。また、地震・津波などで電柱が倒れた場合、復旧はまず電柱をたてることから始まることから、無電柱化は二度手間である。	2	
		○無電柱化についてのデメリットの説明がされていない。セキュリティや費用、不法な事態の発見の可能性が大幅に低下する。	1	
		○無電柱化よりも、国民生活に直結した安全なインフラの整備や改修工事が先ではないか。	1	
		○地方自治体における無電柱化事業の施策優先順の引き上げが必要である。	2	

## 無電柱化推進計画(案)に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

実施期間:平成30年2月19日(月)～3月12日(月)

パブリックコメント:58件

該当箇所		計画案に対する意見	件数	意見に対する考え方
		○ケーブルテレビ事業者の環境として、事業規模が他の電線管理者と異なり大手は極く少数で、経営体力の小さい事業者が大半を占めています。これらの事業者の経営に影響を及ぼさないよう特段のご配慮をお願い致します。	1	
		○無電柱化に多額の費用をかけ、電気料金等の値上げ、需要家の費用負担の増、多額の税金を使うのはなどには反対である。	1	

※類似の意見や1件に複数の内容が含まれる意見について整理した上で掲載しております。  
 ※意見のなかった箇所については、空欄としております。